

近世関東における鉢叩の形成と展開

〈常陸国宍倉空也堂と空也聖〉

菅根 幸裕

要旨

近世における様々な俗聖のうち、鉢叩をとりあげ、常陸国新治郡宍倉村（茨城県かすみがうら市）の空也堂に伝わる史料から、その実態を分析する。空也堂の鉢叩は自らの祖を空也とし、空也を醍醐天皇第二皇子とする巻物を携え、ステータスアップを図ったものであると考える。近世、鉢叩・鉢屋・茶筥などの空也聖は西日本に顕在し、東日本ではこの宍倉空也堂の史料が唯一のものである。しかも空也堂には末流が存在し、鉢叩にいわゆる本末関係が結ばれていたことが明らかになった。

キーワード

鉢叩 空也上人 行倒人死体処理 河原巻物

はじめに

本論は、近世後期における俗聖の果たした役割について考察するものである。ここで述べる俗聖とは、半僧半俗の民間宗教者で、時に移動して、村落を歴訪し、宗教活動を行い、文化と情報を与える者、あるいは村落内に定住

して、キヨメ等様々な雑業に従事する者を指す。そして、修験・熊野比丘尼など、その行動の目的・所属・反対給付などがあきらかで、従来狭義に聖とされていたものに加え、物乞など目的・所属・反対給付が不明確である漂泊の民をも含むものとする。そして、俗聖の属性の中で、行動の基礎を定住に置くかと漂泊に置くかによって分類し、個別の行動の史料分析から、それぞれの俗聖の文化史的役割、また居住した地域社会の中の地位を分析していくことを目的とする。本論は、空也信仰を広めた聖について、常陸国新治郡穴倉村（茨城県かすみがうら市穴倉）の空也堂に伝わる史料から分析してみたい。まず、近世地誌等にもみる空也堂の姿を明らかにし、次に空也堂の近世史料と絵巻について分析を加えることとしたい。特に絵巻については、そこに共通して記述されている「延喜帝五唐堂流」の内容をより深く検討し、河原巻物としての特徴と、そこに表現された空也堂に居住した俗聖の村落における地位について考察する。

(1) 穴倉村と近世地誌にみる穴倉空也堂

穴倉村は霞ヶ浦にほど近い農村である。中世には穴倉城が置かれ、城の南東の端に空也堂がある。穴倉城主菅谷氏は、戦国期には佐竹氏配下で、後述するように、空也堂の縁起によると、空也堂を保護したと記述されている。近世に入り、菅谷氏は領主佐竹氏の出羽国転封とともに穴倉城を去り、その後水戸藩領となり紅葉組に配された。寛永一八年（一六四一）八月に作成された『常陸国新治郡穴倉村御検地帳』（1）によると、村高は一七五八石八斗で、村内の泉泰寺の朱印地が三十石あった。

現在、穴倉には空也堂という小字があり、三軒で構成され、全て額賀姓を名乗っている。その中の本家は屋号を「上人様」といい、屋敷内に幅二間奥行二間半の空也上人堂（以下空也堂と略す）を保有する。この空也堂は、寛永七年（一六三〇）作成の『水戸南御領方新治郡穴倉郷検地之図』（2）には、すでに「空也上人堂」として堂の絵が

描かれている。

空也堂に関する近世の村方史料としては以下のものがある。まず寛永十八年（一六四一）年八月の『常陸国新治郡穴倉村御検地帳』（3）には「屋敷地壺畝八歩 了海 是ハ除地」とある。また、天保十三年（一八四二）十一月の『穴倉村田畑野帳』（4）には「畠四斗七升 除了海」とある。

さて、水戸藩主徳川光圀は、寛文三年（一六六三）に水戸藩領内の寺院の調査を行い、『開基帳』を作成したが、その『開基帳』の「行人方」には、空也堂について以下の記述がある。

（史料1）

穴倉村はちたたき

善海

見捨除無証文

一、高壺斗六升

一、此鉢叩何年以前罷在申候哉知不申候（5）

すなわち、近世前期の段階で、空也堂が存在し、そこに鉢叩が居住していたことを示している。関東では、同様の俗聖でも時宗配下の「鉦打」が多く居住したことが史料上明らかになっており、「鉢叩」の存在が明示されるのは珍しいことである。

次に近世地誌に掲載された空也堂及び空也堂にまつわる伝承についてみてみたい。

水戸藩南郡紅葉組の郡奉行小宮山昌秀（楓軒）は、文化四年（一八〇七）に成稿した地誌『水府志料』（6）の穴倉村の項で、

（史料2）

古昔空也上人久しく此村に留り其乘来りし鹿此地に死セリし故鹿蔵村と唱へしか、何の此よりや穴倉と書改し

と申伝ふ、

と紹介しており、穴倉とは元は鹿蔵で、空也が奥羽巡化の際乗ってきた鹿が死んだので埋めたことに由来するとし、当時から空也伝承が衆知のものであったことを示している。同じく文化四年（一八〇七）から同七年に著された小宮山昌秀の随筆集『楓軒偶記』には以下のように詳述されている。

（史料3）

一、新治郡穴倉村土人相伝フ、古昔空也上人乗鹿来テココニ死ス。故ニ鹿蔵ト名ク。後六ニ改ム。空也ノ墓ト伝フル所アリ、又鹿ヲ埋メシ所ト云ヘルアリ。今空也堂アリ、遊行ノ徒鉢坊了海（割註）「今ハ俗体ニテ吉藏とイフ」コレヲ守ル、（7）

とあり、了海という「鉢坊」がかつてはこの堂を守っていたが、今は還俗して吉藏と名乗っている、としている。また、『水府志料』には「古墳」として

（史料4）

堂山といへる所にあり、空也上人の墓なりとも、又古城主の墓とも申伝ふ、古松樹有り、廻り二丈六尺、土人呼で御墓松といふ。其近き地を字御墓といふ、享和三年、雷火の為此松枯れたり（8）。

とあり、空也堂の北約一キロ余りに空也の墓があったとしている。寛永七年（一六三〇）の『穴倉村御検地之図』には、すでに同地に空也の墓石が描かれており、現在では「御塚」と呼ばれている（9）。さらに『水府志料』では「空也上人鞍かけ松」として

（史料5）

馬場平といふ所に有り、空也上人愛せし鹿此所に死せし故、鞍を懸られし松なりしとも、又鹿を埋し印の松なりとも申伝ふ（10）。

と紹介されている。この松は明治十一年（一八七九）に焼失したと伝えらる。現在でもこの松の生えていた土地を耕作すると凶事が起きるとされ、荒地となっている。

以上のように、小宮山昌秀が紅葉組郡奉行を務めていた文化年間には、すでに空也堂の周囲には空也に關係する伝承が伝わっていたものと考えられる。

(2) 空也入滅の記録をめぐる

ここで、一番問題とすべきは、穴倉が空也入滅の地とされていることである。空也に關する同時代記録である『空也誄』（11）には「十一月空也上人没于東山西光寺、嗚呼哀哉」と記されており、東山区清水坂西光寺には空也の墓が現存する。『本朝高僧伝』はじめ多くの高僧伝がこの説を記載している。尊証法親皇等が作成し、天明二年（一七八二）に版本となった『空也上人絵詞伝』（12）によると

（史料6）

時に上人康保二年霜月十三日に平安城を出て出羽奥州に至り説法念仏をすすめたまえハ、教にしたがふ者數をしらず、時に天禄三年九月十一日奥州会津黒川にて臨終の時上人浄衣を着し香炉を持端座し給へハ、無量の聖衆來迎なり、音楽天に響き虚空に花ふり異香薫し氣かさなる時に香烟空にみちたり、御年七拾歳御入滅なり、則八葉寺に葬り、

とあり、康保二年（九六五）年十一月十三日に京都を發ち、天禄三年（九七〇）九月十一日に会津黒川（会津若松市）で没し、埋葬したとするものである。空也が晩年に奥州を巡化したとするのは『元亨釈書』『東国高僧伝』をはじめ多くの伝記に記述されており、堀一郎はその著『空也』の中で地元空也僧による伝承と考察している（13）。実際会津若松市冬木沢の八葉寺は空也開創と伝えられ、文化六年（一八〇九）に完成した『新編会津風土記』にも空

也の墓が記載されている。

(史料7)

△空也塚 開山堂の北奥院の西南にあり、後に古き櫓あり、其前に空也上人天禄三壬申年九月十一日入滅と彫付たる石塔あり、塔は近世の物なれども古より空也の塚とす、(14)

また、八葉寺の境内には空也水、闕伽井、空也に関する旧跡を持つ。八葉寺は真言宗で鉢叩等空也聖がかつて存在したという記録も伝承もない。しかし、これだけ多くの空也伝承が京都空也堂系の聖抜きに成立したと考えられず、なぜ、八葉寺にこれだけの空也に関する遺跡と伝承が伝わったか不可解な点である。この二つ、すなわち西光寺と八葉寺に対して、宍倉入寂説を示す史料はなく、小宮山昌秀も『楓軒偶記』の中で

(史料8)

奥羽二州夷狄之地、仏化少至也、負像経往彼説法、二州順化者多、ト見エタレドモ、常州ニ死スト云コトナキナリ、疑ベシ、(15)

と、宍倉での空也入寂説を否定している。よって空也の宍倉入寂説も近世にこの地に住む鉢叩の創出したものと考えなければならぬ。

(3) 近世中期の空也堂と了海の空也堂復興活動

前出した小宮山昌秀の『楓軒偶記』に「遊行ノ徒鉢坊了海コレヲ守ル」とあるが、この了海をはじめとする鉢叩の村落での立場と役割について、空也堂に伝わる史料から分析してみたい。空也堂に伝わる史料を分類すると、以下のように大別できる

(一) 徳川光圀及び斉昭の水戸藩寺社整理政策に対応し、藩寺社奉行に対し、空也堂の存続、もしくは破却後の再

興を願ひ出ているもの。

(二) 近世中期、筑波山門前町の末流から空也堂へ、行倒人の処理を末流が命じられたことに對し、そういう身分ではないことを空也堂に証明してもらうべく願ひ出たもの。

(三) 近代初期、空也堂再興のため寄附をつのり、京都本山空也堂と本末を結ぶべく願ひ出た往復書簡。

(四) 空也堂由来記、空也上人絵巻。

(五) 空也堂所有地所に関する貸借関係書類。

主室文雄は、宍倉村の領主である水戸藩が行った寺社整理についての詳しい論考を、その著『江戸幕府の宗教政策』および『日本仏教史(近世)』の中で示している(16)。水戸藩では、前述のとおり、寛文三年(一六六三)徳川光圀のもとで領内寺社の『開基帳』を作成し、寛文五年(一六六五)には寺社奉行を設け、寺社巡見を行い、以下の条件の寺院の処分を行った。その条件とは、まず(1)「小寺」「無檀家」「兼帯」「無住」等の経営の不安定な寺院(2)僧とも俗とも知れず民を惑わす、いわば僧侶の質の劣悪な寺院(3)貢租体系を破壊し、または祈祷檀家しか持たないなどの非合法寺院、といったものである。宍倉空也堂はこの(1)(2)(3)のいずれの条件にも十分に該当する小寺であった。それゆえ前述のとおり、空也堂は『開基帳』では行人方に分類され「宍倉村はちたたき 善海 見捨除無証文 一、高壺斗六升 一、此鉢叩何年以前罷在申候哉知不申候」と表記されたのである。よって処分を受けたらしく、空也堂最古の元禄二年(一六八九)の史料では、すでに堂守は帰農しており、以下のとおり再び僧になることを願ひ出ているのである。

(史料9)

乍恐差上申願上之御事

一、宍倉村之内空谷出二御座候空也之佛様、坂東三拾三ヶ国中二而式佛之尊榮一宗之本寺件之別当御座候處、

為零歳そく躰之身ニ而佛を経し、守護難致様ニ奉存数年願心ニ趣有ニ付早々如斯を披露仕度奉存御座候とも、私身程衰果候其上御公儀様へもていはつ迄を御披露致恐人如何ニ奉致及延引ニ有之候へ共、私祖父了海と申者茂日光僧正様にてていはつをとけ号了海上人と、則空也之佛を守護仕二世ノ達本懐を候就願夫一宗之門中ニ而茂てひはつを為遂度キ願ニ御座候、弥私義清僧秘法之床ニハ難成者ニ而も、数年之願ニ奉存候条愈御慈悲にていはつ之被仰付候ハハ難有奉存候、弥一宗之朋輩茂諸事疎遠不仕本尊ヲ拜シ為相守尊榮達榮修復古ニ捨かたき様奉存候、仍願状如件、

元禄貳年

巳ノ□月

穴倉村空也出

空也上人別当 新左衛門

寺社御奉行所 様

すなわち、穴倉空也堂は東国（史料中では板東三十三ヶ国）の空也信仰の中心であり、一宗の本寺であり、新左衛門は元来その別当である。近年衰微して空也上人を守護しかねる事態となっている。そこで新左衛門が、寺社奉行所に剃髪の許可を求めているのである。新左衛門の祖父了海も、日光輪王寺で剃髪し、空也堂の住僧を務めた人物である。新左衛門は剃髪願望があったが、身の程が衰微しているので、数年間願ひ出ることをためらっていた。もし、剃髪を仰せつけていただければ、疎遠になっている一門を集め、一宗を復古したいというものである。史料中の「了海」は、前述のとおり、確かに寛永十八年（一六四二）年八月の『常陸国新治郡穴倉村検地帳』に除地保持者として記載がある。圭室文雄によれば、寺院整理の内容としては、破却・還俗・移寺・亡所などであったとい

われる。おそらく空也堂の善海は、還俗の処分が下り、「新左衛門」となったのではないかと考えられる。史料中に「そく(俗)体」となり「身程衰果候」とあるのは、そのことを示すと考える。寺院の処分が本格的に行われたのが寛文六年(一六六六)からであるから、領内の処分が一通り終了した約二十年後に、新左衛門は剃髪の許可を求めている。しかし、元禄二年(一六八九)の時点で、徳川光圀は依然として藩主であり、この願い出の対応がどのようであったか、他の史料で分析してみたい。

(史料10)

乍恐以書付奉願上候伐木之事

御林之内右木詰御払いを以奉願上候

一、杉木七拾本 廻り一尺五六寸より一尺七八寸迄長此身

此古家横四間長七間

右者拙寺支配之者関八州不残毎年十一月十四日より集り十五日ニ空也上人法事古法仕来候所、此者共我俣仕年久敷及不参候、從 尊儀公様達上聞前々之通執行候様ニ^(〇)被 仰付難有奉存候、右之趣相触候ニ付当四拾四年以前之由又々末流之者共集り古法之通法事仕候所、居宅零落シ右之者とも据置可申所も無御座候ニ付、古道具相用此度家普請仕度、乍恐奉願上候、以御慈悲被下置候ハハ難有仕合存候、以上、

穴倉村 空也寺

享保八年

別当 了海 (印)

卯正月

庄屋 源太郎 (印)

組頭 吉兵衛 (印)

(後欠)

(史料11)

乍恐書付を以奉願伐木之事

一 材元木百五十本 廻り壹尺五六寸より壹尺七八寸迄

此古家横四間長七間

右者拙僧宗門義日本三空也と申、京六原奥州会津関東拙寺二而、関八州末流之者共毎年十月十四日より集り十五日空也上人法事仕候所二当村城主菅谷隠岐守落城以後段々衰微仕退転同前二罷成候所、源肅公様御入部之節被為遊御尋候二付、古方申上候所依之大古之通り支配之者共集候事仕候様二と被仰付候、然二大勢集まり候とも家居不足二而、先常陸一ヶ国斗之ものとも出来して先々之通り集申度由奉願左之通常陸之国斗相触申候ハ、不残集り如古方法事執行仕候、其後源義公様当村御成之節御尋候上靈宝等を御上覽之上縁起御直シ被下置 御両殿様御取上之由、猶以御參詣御座候所、亥八月十日風二右家傾候義二付、末流之者共罷有可申所も無之、已来不參仕、法事等も不成仕故、參詣分不足相成躰二而又々中興之通退転同前二相成可申と奉存候、壹年已然四十八夜念仏執行之節も御林二而伐木奉願奉修仕候、御慈悲御了簡を以御伐木被下置候ハハ修復仕御取置之通末流之者集仕事執行仕度奉存候、

享保九年

辰正月

穴倉村

願人 空也寺了海 (印)

同村 庄屋 源太郎 (印)

組頭 吉兵衛 (印)

御郡奉行所様

右之通偏ニ奉願候ニ付村民加半仕指上申候 以上

(史料12)

乍恐以書付奉願上候事

一 拙僧本寺日本三空也与申、京六原奥州会津関東ニ而者拙寺ニ御座候、依之関八州支配之者共十月十四日より集り候ニ、当村古城主菅谷隠岐守落城以後段々衰微仕退転同前ニ罷成、俗名ニ改新左衛門代迄農業抔仕渡世送り申候、然所ニ先年 源肅公様御入部之節、古風被召出件之旨儀被為遊御尋ニ付、委細申上候、然者古法之通剃髮仕様ニと被仰付候処、往古日光遠境ニ而迷惑奉存候与申上候ニ付、吉田山光海僧都弟子ニ被仰付了海と罷成申候、其上前々之通関八州支配之者共集メ法事執行仕候様ニと被仰付候得共、大勢集メ申候方茂無御座躰ニ指置可申家居も不足ニ御座候間、先常陸壺ヶ国為寄集、末々堂宇茂出来仕候ハハ、段々集メ申度と奉願上候、当国斗相触申候上ハ不殘集り古来之通法事仕候、其後 源義公様当村ニ御成り被為遊候節御尋之上靈宝等迄御上覽縁起御直シ被下置、御兩殿様御取被遊候ニ付、法事之節ハ猶以地所共ニ參詣御座候処ニ、亥之大風ニ而殿堂吹被倒罷有可申処茂無御座候、此及永近村支配之者共少々集り遠境より者大略不參、參詣等も過半不足仕候、ケ様之躰ニ而ハ又々中興之通ニ罷成可申迷惑ニ奉存候、然夫支配之者共且中托鉢為致可成共殿堂建立之是合ニ仕可申由ニ御座候、然共御領分托鉢不仕地所江罷出之義如何ニ存候、勿論平生托鉢修行可仕宗門ニ無御座候處

九五郎(印)

清八(印)

七郎右衛門(印)

吉左衛門(印)

二別而御領分之義村々吟味二而托鉢不被成候二付数年相正罷有可候事、

右之通二御座候、以御慈悲御領内托鉢二仰付被下候ハハ、支配之者共手引之場所共二托鉢仕、殿堂建立仕前々
之通り法事等仕度乍恐奉願上候、以上、

享保十年

巳二月

穴倉村

空也別当

了海(印)

御郡御奉行所 様

前年之通奉願上度由二付私共加判仕差上申候、以上

同村 庄屋 吉兵衛(印)

役者 惣兵衛(印)

〃 七兵衛(印)

〃 助五郎(印)

〃 長四郎(印)

〃 弥右衛門(印)

〃 五郎右衛門(印)

〃 吉左衛門(印)

(史料13)

(前欠)

髓成御見合も無御座候ニ付延過仕不奉願候、然所ニ他所ニ罷有候支配之者共此度達而願申候、乍恐 御両殿様御取立之地ニ茂御座候間、寺号山号往古之通被仰付被下候様ニ奉願候、以上、

享保拾一年

午八月

穴倉村

空也別当 了海

寺社御奉行所様

前書了海奉願候通仰無御座候、御取立之場所御座候間寺号山号被 仰付被下候ハハ村中共ニ難有可奉御座候、以上、

穴倉村

庄屋 吉兵衛(印)

以上、享保八年(一八二三)から同十一年まで、郡奉行及び寺社奉行に出された四通の書状を紹介した。

(史料10)(史料11)とも、空也堂の修繕材確保のため、御林での伐木を願い出ているものである。すなわち、毎年十一月十四日から十五日まで、関東にいる空也堂支配の末流が空也堂に参集して空也上人の遠忌を奉修するならわしになっていること、古くは穴倉城主菅谷隠岐守の保護下にあったが、菅谷氏が去った後は空也堂は衰微転じた事、が述べられている。菅谷隠岐守は、佐竹氏の有力家臣で、文禄元年(一五九二)には、菅谷隠岐上憲景が、佐竹氏の家臣として朝鮮に出陣したが、佐竹氏の秋田転封により、菅谷氏は去り、穴倉城は廢城になったとされて

いる。(17) その後、(史料12)では名を「新左衛門と改農業渡世」とあるが、前述のように寛文三年(一六六三)の『開基帳』には鉢叩として善海の名前があることから、その後水戸藩の寺社整理で還俗したことを示すものであろう。さて、元禄二年の(史料8)で願い出ていた剃髪については、源肅公すなわち光圀の次の水戸藩主徳川綱条が穴倉村を訪れた際に許可が降り、さらに全て古風のとおり行事も行うようにとの仰せもあったとしている。そこで新左衛門は、本来なら日光にて剃髪するべきところ、日光は遠いので、水戸藩領内の天台宗談林所薬王院で剃髪し僧了海となった。しかし、支配の末流を参集させ、空也の遠忌を行うにも、堂が衰微している上に大風で大破したため、修復のため御林から材木を伐採する許可を求めている。この伐木については、前欠の史料に「右之通偽無御座候二付、加判仕指上申候処伐木被下置候ハハ早速御山為引取可申候、以上 大山守 市郎右衛門」とあり、郡奉行の許可が出たようである。

また、関東全ての末流が参集するには堂が狭いので、まず常陸国の末流のみ参集の触れを出した事を示している。徳川綱条の来訪以降、前藩主の徳川光圀も穴倉村を訪れた際、空也堂の宝物をご覧になり、縁起の修復を行った。光圀と親交があり、光圀の隠居後の領内巡察に同行した日乗の日記『日乗上人日記』によると、光圀は元禄九年(一六九六)二月十二日に穴倉村を訪れており、その際、空也堂の宝物を見て、縁起の修復を請負ったものであろうか(18)。また、小宮山昌秀の『楓軒偶記』に、空也堂に空也伝が一卷あり、その尾に「常州茨城郡水戸庄吉田山瑠璃光寺薬王院大僧都光海 元禄二庚午曆二月日(19)として書写したとある。すなわち(史料8)で、新左衛門が剃髪を願い出た時、空也伝を由緒を示すものとして薬王院に持参し、薬王院はその写本を作成し、そのため光圀は親交のあった薬王院で、あらかじめ空也伝の写本を見ており、その原本を空也堂で閲覧を求め、修補させたとも考えられるのである。この空也堂修復資金のため(史料12)では、元来托鉢等行う宗門ではないが、切迫した事情により、末流による托鉢を領内で行う事を郡奉行に願い出ている。(史料13)では、以前の通り「寺号山号」

の許可を神社奉行に願ひ出ている。おそらく、期待していたほど末流の参集や協力がなく、正式な寺院になれば末流も参集すると考えたためであろう。いずれも日本三空也と称し、京都六波羅蜜寺・会津八葉寺・関東では穴倉空也堂であるとしているが、この「日本三空也」という表現は、他に例がなく、これは空也堂の由緒を高めるための創作であろうと考える。また、自らを綱条・光圀の「両殿様御取立」の寺院であることを列記するのも、これらの願ひ出の背景に、両藩主の意向があることを強調するためであろう。問題は、いずれも村役人の添書きと署名加判があり、空也堂の再興を村の正式な事業としていることである。これは、近世以前から村の重要な寺堂として空也堂が機能してきたことを示すものと考えられるが、その機能とは何かが問題である。もう一つの問題は、「支配の者共」「末流」とは、いったいどのような人びとを指すのか、この享保年間の史料では示されていない。そこで、次にこの末流から出された史料を分析してみたい。

(4) 空也堂と筑波町末流

空也堂が「寺号山号」を願ひ出た享保十二年(一七二七)の三年後の享保十五(一七三〇)から、筑波町の末流から願書が何通か出されている。

(史料14)

乍恐以口上書奉願候御事

一、此度護寿院様御地行所於筑波山ニ、行末も不知者相果申候所ニ、御役人様より我々取置申候様ニと被仰付迷惑仕候、然所御地頭様之儀異背難成相勤申候御事、依是二御本尊様江此儀願上候末々嘉様之儀仰付無御座候様ニ御訴訟奉願上候、御慈悲ヲ御上様迄茂御披露被遊、古禮ニ不罷候様ニ御慈悲之御了簡之段奉願上候、

筑波町

享保十五年戊

八月

願人 太郎左衛門(印)

〃 茂左衛門(印)

〃 市 蔵(印)

〃 吉 兵 衛(印)

水戸御領穴倉村空也寺

御別当様

すなわち、護持院(史料中では護寿院)領筑波山中に行倒人があり、役人は空也堂末流の者に処理を命じた。地頭様の命令ゆえやむなく行倒人の遺体を処理したが、迷惑であり、こういった行倒人処理のような事が前例とならないように、今後こうした仕事を末流に命令しないように取り計らってほしいと空也堂別当に願い出ているものである。このことは、筑波町の役人が、空也堂末流は、こうした行倒人処理のようなキヨメ的な仕事を行う者と判断したことを示しており、かつてそうした三昧聖的な立場に末流があったことを示唆している。ちなみに宛先が「空也寺」となっており、前節(史料13)で願い出た寺号が許されたものと考ええる。

この行倒人死体処理の問題は、やがて末流の空也堂離脱という事態に展開していく。

(史料15)

乍恐口上書を以申上候

一、此度当山宗旨并人別御改御座候二付、先年之通組合帳面書出シ申候所ニ、甚兵衛儀一人より願之筋御座候故組合除キくれ候様ニ申来候、組仲間寄合甚兵衛方江申候者、組除キ候共他組江者成申間敷候勿論組はづれニ而も相済申間敷候間、可致無用ニ旨達而留メ申し候処ニ、阿たか村権太夫ト申者罷越、甚兵衛宗門并組合之儀是非除キくれ様ニ申候、此儀者内証ニ而此方之不及申了簡二候、然上ハ御本寺様江御披露申上御意次第二いか

様共可致旨申渡候、其以後当月六日何蓮の方よりも委細之義一切沙汰無御座候得者、六日印形之節町内組頭方江承候得者、右権太夫請合ヲ以他組江入レ相済申候由以口上書御披露申上候、以上、

元文二年三月八日

筑波

太郎左衛門(印)

茂左衛門(印)

市之丞(印)

藤右衛門(印)

水戸御領地穴倉村

空也堂御別当様

すなわち、享保十五年から七年後の元文二年(一七三七)の三月、筑波に住む空也堂末流五人組の内甚兵衛という者が、宗旨人別改に際し、組を抜きたいと申し出たのである。そこで太郎左衛門以下組内の他の四人は、甚兵衛に対し、組を抜けても他の組に入る訳にもいかなないと説得したところ、「あたか村」の権太夫という者が、是非甚兵衛を組から抜いて欲しいと言ってきた。内々で済む事でもなく、御本寺空也堂にこの一件を披露してどのようにすればよいかを決めてもらうと申し渡したところ、今月六日になっても何の沙汰もないので、同日組頭の承諾を得て、甚兵衛は権太夫に預け、他組に入れた、としている。この史料により、空也堂末流は別帳扱いであったことがわかる。

この一件について、五年後の寛保三年(一七四三)になって空也堂は以下のように対処している。
(史料16)

乍恐書付以願上候事

拙僧宗門日本三空也與申、京六原密寺奥州会津八葉寺閑東二而者拙寺ニ御座候、依之支配之者共十月十四日より集り十五日空也上人御法事仕候ニ、当村古城主菅谷隱岐守落城以後段々衰微仕退転同前ニ罷成俗名ニ改祖父新左衛門代迄農業ニ而渡世送り申候、然所ニ先年 源肅公様御入部之節、古風被召出件之旨御尋ニ付、委細申上候、然者古法之通剃髮仕様ニと被仰付候処、往古之日光出勤遠境ニ而迷惑奉存候與申上候得者、吉田山光海僧都弟子ニ被仰付了海と罷成申候、其後 御西山様当村江遊候御成節、御改之上縁起靈宝等迄被為遊御上覽、支配之者共集メ法事仕候様ニと被仰付丁寧ニ相勤之有候處ニ、護持院地頭所筑波支配之者共五人之内甚兵衛と申者元文二年巳三月宗門を抜候と相殘四人より口上書ヲ以拙僧方へ申出候、拙僧罷越筑波組八左衛門方へ委細願候得とも、甚兵衛我俣ニ而承引不仕申候間、追放致候と使ヲ以申來候間、拙僧罷越兩庄屋彦左衛門次郎左衛門方へ尋申候得ハ、次郎左衛門申候者、ケ様之我俣者ニ御座候得ハ、御聞捨ニ被成当分相延置候ハハ違背被致申間鋪候ニ付罷歸候、此儀永相煩其上本堂造立故延置当四月中又々村役人衆中より相談上筑波庄屋方へ罷越何とそ内証ニ而埒明申様ニ頼み候所ニ今埒明不申候、元文二年より此四人共十月法事不參其上万端不通申候、ケ様之義遠方末流之者共聞及候哉大略不參仕、近村支配之者小々集り法事候、ケ様ニ候得ハ末々退転同前ニ罷成可申と奉存候間、無是非奉願上拙僧儀不叶ニ御座候得ハ托鉢仕渡世送申候故、公事ニ茂難及奉存候、御兩殿様御取立之所ニ御座候へハ、御慈悲御了簡ヲ以右之者とも無違背相勤候様ニ被仰付置下候ハハ難有仕合ニ存候、以上

寛保三年亥八月

穴倉村 空也別当 了円

庄屋 文太郎 組頭 庄藏

組頭 市左衛門 “ 文七

寺社御奉行所 様

右□奉願上候通偽無御座候間加判仕指上申候、以上、

この時点で空也堂別当は、了海の孫の了円になっており、了円は、いつものように宍倉空也堂を日本三空也の一つであり、徳川光圀・綱条から特別に「お取り立て」になったことを述べてから、甚兵衛の帳抜けについて筑波へ再三訪れ、協議したがうまくいかなかったこと、甚兵衛の事件が起きた元文二年から、筑波の末流も空也堂に参詣しなくなり、同時に遠所の末流の不参も続き、近所の末流のみで細々と法事を行っていること、このままでは退転してしまふので、寺社奉行所から、末流に空也堂に参集するように仰せつけていただきたい、としている。さらに、宍倉村役人の加判添書が付いている。

この一件、結局甚兵衛は組抜け後、元の組に戻ったらしく延享二年（一七四五）三月に以下の証文が出されている。
（史料17）

（前欠）

一、宗門開祖空也上人之儀者、御存之通天台座主□□弟子好遊匝地常唱阿弥陀勸化諸人架破橋修復廢寺等之事多為利濟、因我等先祖代々帰依仕、宗風相統称名浄業不懈相勤来申候、尤京都六波羅蜜寺会津八葉寺御国之空也堂者、上人三箇之道場ニ而一流之末寺可益重法流長勵指揮候故、為報恩謝徳正忌月則参詣空也堂、拜上人自作尊像、如在之礼尊年々怠慢仕候所、我等近年以心違不計改宗仕本寺江茂出頭申絶致候二付、其御国御役所江御訟之上我等乍汲法流忘祖師厚恩放免無懸之次第当村役人中迄恩断故至極□惑仕候、向後者先格之通不亂本末之式一流之宗風永無違背相守可申候、為後証一札依而如件

延享二年丑三月

筑波町 甚兵衛

近世関東における鉢叩の形成と展開／常陸国宍倉空也堂と空也聖／ 菅根

(後欠)

(傍線部筆者)

前後を欠く史料ではあるが、まず自分たち末流の先祖が、空也上人に帰依して以来、念仏を勧める聖として怠りなく空也遠忌を空也堂に参集して行ってきたこと、近年心得違いをして改宗し、参詣を怠っていた。しかし傍線部のように、今後は以前のとおり空也堂との本末を乱さず、宗風を守るとしたものである。宛名は欠けているが、甚兵衛以外四人の名前が差出人として書かれていたものと考ええる。

以上のように、了海の復興活動により、空也堂と末流の関係は再構成されたのであろう。筑波町の方に「宗門人別帳」等が、管見のところ存在しないため明らかではないが、(史料14)～(史料17)まで、宗旨及び人別について、空也堂了円は再三筑波町役人と協議しているため、甚兵衛以下の五人組は、特別に空也堂と鉢叩としての本末関係になっており、別に人別帳を作成したいたものと考ええる。この一件の結末は、(史料17)と同年の延享保二年(一七三七)の九月の以下の史料に書かれている。

(史料18)

指上申一札之事

一、当村甚兵衛儀宗門相背候ニ付諸事御吟味被仰付候処ニ、先年当山ニ不知行末たおれ者御座候処ニ、村役人より我々共ニ可致被仕廻由ニ仰付候、御地頭役人之儀難背無是非取仕廻仕候、以之宗門之本意ニ不有儀と堅ニ御法度ヲ被仰付候ニ付迷惑仕候、向後ケ様成儀相勘問敷候、重而何ケ処成義御座候共、屹度御披露申上被仰付次第可仕候、為念一札指上申候、依而如件、

延享貳年

丑九月

筑波六丁目

太郎左衛門

茂左衛門

市之丞

藤右衛門

甚兵衛

六倉村

別当了円様

すなわち、甚兵衛が宗門に違背して、組抜しようとしたのは、(史料14)の通り、この五人が空也堂末流であるために、行倒れ人の死体処理をさせられた事が原因であった。こうした行倒れ人処理などは、宗門の本意ではないはずで、迷惑であり、今後はこうした死体処理などは行わないようにしたい。そして、このような事件が今後あれば、本山空也堂に披露して指図を受けることとする。としており、甚兵衛を含めた五人が連署している。結局、行倒れ人死体処理が、甚兵衛の組抜や、筑波町末流の本山への不参の原因であり、この五人の人別帳は別帳であり、空也堂を旦那寺とする特別な組であっても、死体処理に関わるような身分ではない事を強調しているのである。すなわち百姓と賤民の間にある、複雑な立場に空也堂末流が置かれていた事を(史料14) (史料18)は示している。

(5) 幕末・明治初期の空也堂く別当浄栄の再建活動く

宝暦十年(一七六〇)以降、いわゆる質地証文等の貸借文書が多く伝来している。宛名等が「くうやど伊八」「空也堂要助」といった俗名ばかりである。すなわち、空也堂別当は日常は農業に従事せざるを得ない経済状況であり、

この時は伊八・要助・兵七などの俗名を使用したものと考ええる。他に、空也堂に伝来する資料に、多数の版木がある。護摩札や念仏札など多種多様にわたるもので、護摩札は、薬王院配下の天台宗僧侶として、念仏札は、念仏の開祖空也の法流を継ぐ空也聖として、人びとの様々な要求に柔軟に対応する、村の聖の姿を示しているものといえよう。天保五年（一八三四）、空也堂別当浄栄は、空也堂の由来及び宝物等説明を述べた後以下のような願書を出している。

(史料19)

(前欠)

委細者縁起一軸二詳ニ御座候、何卒御仁恵之思召ヲ以御改付御掛為御下成被下置候ハハ難有仕合ニ奉存候、私義旧来家格相統罷在候得共当時□□ニ与乍恐御憐憫之程偏ニ奉願上候、依而如件、

天保五年

午四月

穴倉村空也堂別当

浄栄(印)

寺社御奉行所 様

前書之通再応奉願上候ニ付致奥印差上申候、以上、吉田 薬王院

(史料20)

(前欠)

右之通り天保四年己五月七日以書附ヲ吉田山薬王院御院代より寺社奉行所藤田主税様江指出し申候所、早速御受ニ成相納金申上候

以上、

天保四年巳五月

当時の水戸藩主は徳川斎昭であった。斎昭は藩政改革の一環として、かつて徳川光圀が行ったような寺社整理に着手していた。その対象に空也堂もなったものである。空也堂からは、自分の寺が由緒のある寺であることは、縁起を見ていただければわかるとし、何とか憐憫の程をもって処分の対象からはずして欲しいと願っている。そして天台宗談林薬王院も奥印を添えて願っている。その前年には、(史料20)のように、寺社奉行に薬王院を通じて納金もしている。他の断簡史料に「寛政年間御郡奉行小宮山次郎左衛門様縁起靈宝御覽之儀、無間茂寺社奉行藤田様御役所より御達ニ而靈宝之内御改之内、御表具之一軸在之処・」とあり、すなわち空也堂は、寛政年間に、後に水戸藩の重役となる郡奉行小宮山昌秀に縁起や靈宝をみせており、小宮山を通じ寺社奉行所からも縁起の表具を命じられたことがあった。よって、単なる祈禱寺院ではない事は寺社奉行も把握していたと考えられる。しかし、この願い出への寺社奉行の対応は、以下の史料の通り思わしくないものであった。

(史料21)

乍恐以書附奉願申上候

私守護致候本尊空也上人尊像之儀、先年御改正之砌寺社之族御潰ニ相成候由ニ付、南郡方御出役ニ而私共百姓ニ罷成候様御^{（マシ）}利^{（マシ）}解被^{（マシ）}仰聞罷^{（マシ）}□□空也上人自作之尊像封印罷成村方杲泰寺江当分之内預置候旨御達ニ相成居候間、何卒先規之通空也堂江御下ケ被下置候様仕度奉願上候、御下ケ相成候ハハ難有仕合奉存候、何卒御仁慮ノ御思召願之通御聞濟ニ相成候様偏ニ奉希上候、以上

文久二年戊閏八月

近世関東における鉢叩の形成と展開／常陸国宍倉空也堂と空也聖／

菅根

九七

穴倉村

空也堂

浄栄事兵七

寺社御奉行所様

すなわち、文久二年（一八六二）閏八月の段階で、浄栄は帰農させられ兵七と俗名に改めさせられており、本尊の空也上人像は、村方寺院に預けられてしまっている。これを何とか空也堂に戻して頂きたいという願書である。まさしく最悪の事態であった。その後、空也堂が再興を計るのは、明治維新後の明治八年（一八七五）八月のことである。この時浄栄こと額賀新左衛門は京都の空也堂極楽院に参拝し、当時の空也堂上人葛原義信から以下の証書を渡されている。

（史料22）

証

御厨子入

一、皇子空也上人尊像

壹躰

佛躰鑄型附

一、同御所持叩鉦

壹挺

一、同天竺菩提樹御数珠

壹連

一、八膀九膀鹿角

貳本

右廃寺以来本江山可引取之処、其許儀先祖累代本末連綿相統罷在候依御由緒、為其許方へ預置候条大切ニ秘藏可有之候、尤本山法要ニ付及通達候ハハ速ニ可奉返上候者也、

明治八年八月廿九日

本山空也堂

〔極楽院住職葛原儀信（印）〕

常州新治郡宍倉村

額賀新左衛門江

すなわち、宍倉空也堂が所持する空也像・叩鉦・数珠・鹿角は、宍倉空也堂が廃寺になった時点で、本山である極楽院空也堂で引き取るべきものであるが、永い間の本末関係により額賀新左衛門へ預け置くといいうものである。京都市中京区の空也堂極楽院は、鉢叩・鉢屋・茶筌の本山とであったが、その京都空也堂にも、新左衛門が同日提出した以下の史料が伝来している。

（史料23）

記

一、御開山御尊像

壺鉢

一、天竺三菩提樹御数珠

壺連

一、八勝九勝鹿角

式本

一、空也上人御所持叩鉦

壺

以上

右之通正奉預候、仍而如件、

明治八年亥八月廿九日

常州新治郡宍倉村第貳番屋敷

近世関東における鉢叩の形成と展開／常州新治郡宍倉村第貳番屋敷

菅根

元空也堂浄栄改

額賀新左衛門

御本山

極楽院御住職

葛原義信殿(20)

また、京都本山空也堂住職義信は、額賀新左衛門に対して空也和讃の書軸を渡し、「明治八年初秋浄栄登山永く本末之契りをなして宗祖の御詠歌を写し渡之」と奥書している。疑問に思うのは、近世以前に実倉空也堂と京都空也堂極楽院の交渉を示す史料は、双方に一点も無いにもかかわらず、明治八年の段階で、あたかもそれまでの本末関係を確認するような史料が双方に現れることである。例えば京都空也堂には、明治四年(一八七二)に以下のような史料が伝わっている

(史料24)

〔表紙〕時宗鉢叩念仏弘通派本末寺名帳〕

鉢叩念仏弘通派

京都府管轄所山城国愛宕郡蛸薬師通東工入所

一、本山

空也堂極楽院 住職空忍

土浦藩管轄所常陸国新治郡六倉村

一、本山直末

空也堂住職 浄栄

福岡藩管轄所筑前国遠賀郡芦屋村

一、本山直末

安長寺 無住

住職之無寺中役所中村金吾堂守相勤罷有候

津藩管轄所伊勢国奄芸郡窪田宿

一、本山直末

西念寺 無住

住職無之同国同所天台宗正源寺住職源澄兼罷候

同藩管轄所同国安濃郡乙部村

一、

空也堂 無住

住職無之末派徳阿弥七之進堂守相勤罷在候

右者時宗鉢叩念仏弘通派本末其外寺号書面之通御座候、以上、

時宗鉢叩念仏弘通派本寺

京都府管轄所山城国愛宕郡蛸薬師通東工入所

極楽院 住職空忍 (印)

明治四年辛未六月

民部省 御役所 (21)

これら寺のうち西念寺は現在廃絶しており、跡地に空也堂の石碑のみ遺している。安長寺は、近世以来時宗遊行派の寺院で、菅屋念仏が有名で空也開創と伝え空也像を伝えているが、京都極楽院空也堂との往復史料は皆無である。宍倉空也堂については、水戸藩管轄のところ、土浦藩管轄と間違えており、住職として浄栄の名が記されている。外は全て無住である。いずれも、近世には京都極楽院空也堂とは無関係な寺院である。近世後期、京都空也堂は専ら西国の鉢屋・茶筌との本山として活動していたが、明治新政府の宗教政策に対応するため、一派の本山であるかのように、急遽各地の空也上人をまつる寺堂を「直末」として届けたものであろう。宍倉空也堂の住職が浄栄

近世関東における鉢叩の形成と展開／常陸国宍倉空也堂と空也聖／

菅根

であること、他の無住寺堂の管轄の様子など、どのようにして情報を得たのであろうか。京都空也堂には往復書簡がなく不明である。穴倉空也堂は、近世を通じて天台宗談林葉王院管理下で独自の末流を持っており、徳川斉昭の寺社整理で帰農させられ、明治維新後、再興のため京都空也堂を訪れたものか、あるいは京都空也堂から本末を求めてきたのかは不明だが、京都空也堂末となることで、空也堂の再興を計ったものと思われる。しかし往復書簡では浄栄ではなく新左衛門と俗名のままであるのはなぜであろうか。京都から穴倉に戻った新左衛門は、早速空也堂再建の寄附を募るが、これに以下のように五名の末流が連署している。この末流はあるいは、享保年間に行倒死体処理で問題となった筑波の末流の五名の子孫であるかが問題である。

(史料25)

〔表紙〕皇子山空也堂再建寄附連名帳」

一、我高祖空也上人と申奉ハ、人皇六十代 醍醐天皇第二ノ宮に御座候、九界衆生ノ為今の西京四条通蛸葉師油小路紫雲山光勝寺極楽院ニ而御得度致日域第一念仏弘通の行者也、六十一代 朱雀天皇の御宇天慶元年 一字御建立被成六波羅蜜寺日本三空也ノ内是也、其後延喜元年壬辰年奥州今ノ岩代会津者御佐嶋山八葉寺御建立三空也之内、猶天延元癸酉年常州穴倉領ニ米リ一字建立皇子山空也堂日本三空也之内也、貞元元年爰ニ大往生を遂させ給フ、如是の仏場者窮迫打続絶転同様ニ相成而雨露凌場もなく、御自作の仏像及び諸宝物等近隣寺ニ相預数年打過候処、今般西京本山江示談致候、再建可致談被申聞、細少の小堂ニ候而も素より無禄一小民是修補ニ不及、仍而信心ノ御方ニ便リ為結不限多少御助之程伏而奉願上候也、

明治八年乙亥十二月

浄栄改

額賀新左衛門(印)

廣原幸介 (印)

眞家清介 (印)

仲田仁平 (印)

横田藤三郎 (印)

大原金兵衛 (印)

前書の内容は、空也の実際の事跡と大きく異なっている。醍醐天皇の第二皇子とするのは、京都空也堂から教えられたものであろう。空也は、空也堂で得度し、六波羅蜜寺建立のあと会津に八葉寺を建て、さらに天延元年(九七三)宍倉に空也堂を建て、これを日本三空也としているのである。しかも空也は宍倉で貞元元年(九七六)大往生を遂げたとしている。『空也上人絵詞伝』等広く伝わるのは康保三年(九六六)に会津へ行き、同地で天禄三年(九七三)入滅したというものであり、『空也誄』も天禄三年としている。よって独自の空也伝を新左衛門は創作したものと考える。この寄附帳をもって、近隣を托鉢して歩いたらしく、五四名あまりから寄附が集まり、現在の空也堂を建て、本尊その他を返却してもらったものであろう。

(6) 空也堂縁起の示すものゝ延喜帝五唐堂流

宍倉空也堂には、(1) 空也堂の建てられた由来を書いたもの(仮題)『空也堂由来記』(2) (仮題)『空也上人伝記』及び(3) 彩色画を挿入した空也上人伝記(仮題)『空也上人絵巻』の三巻が伝来する。いずれも前後を欠くが、近世の俗聖を分析する上で、参考となるので紹介する。

まず、(1)『空也堂由来記』であるが、元禄二年(一六八九)に、天台宗談林水戸薬王院の光海僧都が、他の二巻を清書したものである。この奥書のことは小宮山昌秀の『楓軒偶記』にも書かれており、「其家二空也伝一卷アリ、

其事ヲ記セリ、此頃携来ル、即コレヲ觀ルニ其尾ニ」(22)として光海の奥書を書き写している。文中の「其事」とは、空也堂周辺の空也墓等の伝承を示している。前章で述べたとおり、小宮山は寛政年間の郡奉行時代にこの『空也堂由来記』を閲覧しており、その際、書写したものであろう。

まず、大事なことは、宍倉空也堂の三巻が、元禄二年(一六八九)には成立していたことである。よって京都空也堂が版本として『空也上人絵詞伝』が刊行された天明三年(一七八二)よりも一〇三年も前に宍倉空也堂の巻物が成立していたという事である。『空也上人絵詞伝』は、近世の鉢叩・鉢屋・茶筌など空也聖の教本であり、空也の業績を讃え、空也聖の宗教活動の抛り所であった。しかし、その内容は空也没年まもなく成立した『空也誄』や『日本往生極楽記』の内容と大きく異なり、空也の奇跡・善行を数多く掲載し、活動範囲も西は筑前国から北は奥州会津まで広がっている(23)。このように『空也上人絵詞伝』は、京都本山空也堂によって作成された空也伝記の集大成であるが、宍倉空也堂の巻物は、平安期から江戸期までの間、鉢叩等の空也聖がどのような空也伝記を携えていたかを示す重要な史料であると考える。

次に重要な事は、この三巻がいわゆる「河原巻物」の内容を持つことである。「河原巻物」については盛田嘉徳が総合的な研究成果をあげており、その成果は同著『河原巻物』にまとめられている。盛田によると、「河原巻物」の最古のものは元禄末年以降としているが(24)、宍倉空也堂の巻物の奥書は、前述のとおり元禄二年(一六八九)であり、それよりも古い「河原巻物」ということになる。また、盛田は「河原巻物」の制作目的として「近世不当な差別を受けた者が、生活権の回復と不当な差別に対する抵抗のため」(25)としている。しかし、宍倉空也堂を守った、了海・了円・浄栄らには、被差別の性格は顕著ではなく、水戸藩の寺院整理に対応して、ひたすら僧になることを願ったためこうした巻物を製作したものと考える。しかし、内容は一般の寺院縁起と異なり以下のような特殊なものになっている。

まず、空也の出自について共通して

(史料26)

人皇六十代與延喜帝及化六人皇子ヲ儲給、一番ハ白山妙理、二番ハ空也上人、三番ハ医光上人、四番ハ権僧都、五番聖空上人、六番得道上人也

としている。空也を醍醐天皇の皇子とする説は、堀一郎によれば、鎌倉期に編纂された平安後期に編纂された『扶桑略記』をはじめ、鎌倉期の『元亨釈書』等の高僧伝でもとりあげており(26)、六倉空也堂の巻物が作成された時期には流布していたものであろう。堀一郎は、さらに、後世、多くの特殊呪術集団や技能集団がその祖に皇胤を求め、慣例があるとし、座頭が延喜第四の皇子蟬丸もしくは仁明天皇第四宮仁康親王(雨夜尊)などを祖とし、近江の木屋が小野宮惟喬親王を祖とし、穢多長吏が延喜第一の皇子を祖とする例をあげている(27)。よって、空也堂巻物の「第一番白山妙理」は穢多長吏の祖を、四番の「権僧都」は蟬丸を示していることとなり、その兄弟として空也をあげていることになる。すなわち、自らの祖をこうした身分の者の祖と同列にしていることが問題であり、前章で述べた、空也堂末流が、行倒れ死体処理を命じられたことと関連してくると考える。言い換えれば、かつてこうした三昧聖的な性格を空也堂末流は属性として保持していたと考えられるのである。なお五番の聖空上人は、鎌倉後期、全国を巡り東京都世田谷区の金剛寺等を開いたと伝えられる僧であり、六番の得道上人は、奈良期に会津地方を化益し、法用寺等を開いたとされる僧である。三番の医光上人は不明である。

さて、空也堂の巻物は、空也の生涯を以下のように共通して記述している。

(史料27)

第二空也上人之御誕生能々奉見、額ニ六字名号顕給、生ヲ加ヘ御声ニ六字名号称給云々、人々怪驚思得如何ナル御事カ為有駭^{オドロクラ}三歳之御時捨鞍馬僧正谷、毛獸有心而猿已随テ備諸木菓ヲ鹿ハ又献作毛上代者到畜類

等言語、色々風情依異末世風俗、無程七歲迄奉育、然叡山座主忽然ト奉見、如何非直人思多門天之利生其俣守申爲學問給習、一字八十字ト曉諸芸共習得給、或日徒然世間觀有有爲転變給、不修行者自他仏果感聞了知思食、十八歳之御時剃髮号空也上人、建立一宗諸国令修行給、筑紫豊前国宇佐郡連台寺之麓正八幡宮參詣、叩鉢感涙ヲ流シ称名念仏給、其時八幡大菩薩直現給、上人者鳴物不持帶而宝殿之鰐半折被下、上人其半片模写之、鑄物師作爲名鉢鐘ト、爾ノ時節虚空ニ弥陀ニ尊現形之間、其鉢與弥陀如来觀童頭者号觀音勢至、念仏調子拍之者、上ハ相天下者下者奈落之底迄念仏唱者成仏無疑者也、穴賢、然ニ弥陀如来六十代自出世之時自出世之時、現空也上人給此鐘、相唱念仏始給令化度一切衆生、……

すなわち、空也は出生時額に「南無阿弥陀仏」の六字があり、直ちに「波阿弥陀仏」の名号を唱えたという。それを怪しまれ、三歳で鞍馬僧正谷に捨てられたが、猿が食料を献じ、鹿が衣料を献じたという。七歳の時、天台座主に見込まれ学問をするように取り計られたが、一字で十字を理解する秀才ぶりであった。さらに十八歳で剃髮し、諸国修行後宇佐八幡宮を参詣したところ、八幡が現出し、神前の鰐口を引き裂いて半分を渡し、空也はこれを元に鑄物師に鐘（鉢）を造らせたという。その時阿弥陀三尊が現れ、観音と勢至の脇侍がその鐘の童頭に乗り、その鐘を叩いて念仏すると万民が成仏するものである。『空也誄』や『元亨釈書』には、空也が鞍馬に捨てられた等の幼年時についての記載はなく、江戸後期の『空也上人絵詞伝』ではじめて語らえる逸話である。よって元禄期にはすでに鉢叩の間では流布していた伝承であろう。また、穴倉空也堂の巻物では、剃髮が十八歳となっているが、『空也誄』『元亨釈書』等すべて二〇歳で尾張国分寺にて剃髮となっており、食い違いがみられる。宇佐八幡宮で八幡大菩薩から鰐口の半片を渡される一節については、『空也誄』『元亨釈書』には見えず、『空也上人絵詞伝』など他の伝記では、すべて加茂明神から鰐口の半片を渡される事になっている。実は、穴倉空也堂の巻物の一つ『空也上人伝』では、八幡大菩薩が鰐口を発案作成し、これが日本の鳴物の最初であるという一文があり、穴倉空也堂で

は、なぜか八幡を重視している。『空也堂由来記』ではさらに、

(史料28)

右此者善記元年壬辰造始干今不絶也、奥ノ御佐島空也上人御影堂有リ御佐島山ハ八葉寺ト云、於京都者六波羅蜜寺ト云空也上人衆生济度之悲願至深也、故詣宇佐者親ク奉謁大菩薩ニ拜受半鐘給上人御影堂什物在今寺立河郷ト云処ニアリ

とし、すなわち、私年号である「善記」の元年から鐘（鉦）を造りはじめ、その一つは会津の八葉寺にあり、もう一つは六波羅蜜寺にあるというものである。そして空也が八幡大菩薩から拝受した鐘（鉦）そのものは立河郷という所にあるというものである。八葉寺の山号は文中にある「御佐島山」ではなく正式には「書陵山」であり、御佐島という地名は不明である。このあたりから伝記の内容が混乱してくる。『空也堂由来記』はさらに穴倉と空也堂について以下のように記述している。

(史料29)

念仏三昧之上人鹿ハ捧五穀而随逐、猿献華果而奉仕又常不奉離上人、時来而鹿之斃所ヲ今謂穴倉非穴倉舊鹿蔵也是其因縁也、其鹿ノ角八岐現今在空也堂、

空也上人孫流避地シ常陽新治郡、穴倉村結吏於凡民而又欲伝燈已ニ消也、於是風也比丘愁之、拳攀上吾住瑠山为刺髮挑法油矣、一時比丘袖卷米曰愠ヒトキ横久麻面紛乱難閱詞章モ、又鄙野也、請芟之正之ス、

すなわち、空也上人には猿と鹿が常に随行していたが、その鹿が死んで埋めた所を鹿蔵すなわち穴倉という。空也上人は穴倉に一字を建て、その子孫が伝統を守って来たがまさに消えようとしている。風也比丘という者が、すでに痛んで詞書も消えかかっている巻物を持参し、この内容には卑しい部分も多いので直して欲しいと願い出てきた。としている。すなわち『空也堂由来記』は、この依頼を受けた薬王院の光海大僧都が、元禄二年（一六八九）

に他の二巻から卑しい部分を除いて清書したものであることがわかる。では、その卑しい部分とはどのような内容であろうか。他の『空也上人伝記』及び『空也上人絵巻』には以下のような共通した記述がある。

(史料30)

延喜御子五唐堂流

盲子 イモシ 鑄師 カガシ 鍛冶 ハンシヨウ 番匠 フツカサ 紺搔

六十六代目一条院御宇達磨出世給方便七流如此也、先、一番猿引、二番二十八頭、三番傾城、四番幾調、五番横猿、六番胸叩、七番商人也云々、和同元年興福寺大安寺立つ、奈良長谷寺養老五年二立云々、八十二代鳥羽院黒谷法然上人一遍上人、一谷ノ合戦アリト云々、役行者出世仁王四十二代文武天皇御宇出世、懸四神仁王三代目崇神天皇時也、豊仁王四十三代目謹命天皇代始也、百西仁王七十一代目後三条院御宇始也、然ルニ弥陀如来五十六代目出世時空也ト現給、此鐘ヲ打テ念仏申始給、一切衆生化益始云々、右此善記元年壬辰造始給テ已不絶也、奥州御佐鳥空也上人御影堂アリ、御佐鳥山八葉寺ト云々

唐堂を当道と読み替えるならば、この部分は当道座すなわち盲目の者たちの縁起ということになるが、内容は多様な雑芸人や呪術者が列記されている。天皇の歴代も錯誤が多く、八十二代の後鳥羽天皇を鳥羽天皇、四十三代元明天皇を謹命天皇としている。また、懸四神、百西などは実態がよくわからない。さらに空也が阿弥陀如来の身代わりとして出生したのを五十六代清和天皇の代と間違えている。風也比丘というのは、前章(史料9)の元禄二年(二六八九)に剃髪を願ひ出た新左衛門の事であろう。新左衛門は、空也堂に伝わる巻物を薬王院に持参し、空也上人が、他の雑業集団の祖と同列に記述されているいわゆる「卑しい」部分を除外して、縁起に値する空也上人伝に直して欲しいと光海に願ひ出たものであろう。光海はこれに対し「延喜帝五唐道流」の部分を除外し、穴倉と空也を結びつける伝記を付加したものの、他はあまり変えず、その結果延喜帝の皇子として空也と白山妙理、蟬丸と

兄弟とする部分を残してしまったものと考ええる。了海・了円・浄栄といった空也聖すなわち鉢叩とその末流の微妙な社会的地位、すなわち筑波の末流が死体処理を命じられるような三昧聖的な地位にあるものとして判断されていたことを示すいわゆる「河原巻物」であるということが出来る。

おわりに

以上穴倉空也堂について分析してみた。その結果をまとめると以下のようなようになる

- 一、穴倉空也堂は、中世末期には成立しており、関東における鉢叩（空也聖）の中心であった。
- 二、穴倉空也堂を本山とし、配下として末流とする構造が近世に成立しており、末流は村落では三昧聖としての雑業に従事する者であり、人別帳は別帳であった、一方で百姓でもあり、享保年間までには雑業を行う立場から脱却したものの、穴倉空也堂との本末は伝承していた。穴倉空也堂に伝わる『空也上人伝記』、『空也上人絵巻』は、雑業に従事していた時代の「河原巻物」で、元禄二年（一六八九）に剃髪を願い出た堂守新左衛門は、葉王印光海に、この巻物の「河原巻物」的な部分の削除し、由緒あるものに訂正することを依頼し、光海が直したものが『空也堂由来記』であった。しかし光海は「延喜帝五唐道流」の部分は削除したが、空也を白山妙理や権僧都蟬丸と兄弟とする部分は削除しなかった。

三、近世に入り、徳川光圀の寺院整理により退転帰農した空也堂は、徳川綱条に願い出て剃髪し、了海となるが、毎年十月十四日と十五日の空也遠忌には、かつてのように末流が参集せず、さらに寺号山号の許可を求めた。

四、かつて三昧聖であったことが災いして、享保十五年（一七三〇）、筑波の末流が行倒れ人死体処理を命じられる事件が起き、この事件に嫌気がさした末流の一人が空也堂から離れようとした。この離脱問題は延享二年（一七三七）まで引きずり、結局離脱はしなかった。

五、天保年間、水戸藩主徳川斉昭により再び寺院整理が行われ、空也堂は帰農させられ、本尊の空也上人像は村方寺院に預けられてしまう。空也堂は明治維新後、京都空也堂極楽院と本末を結び、托鉢して資金を集め、堂を再興し、本尊を戻した。

六、空也堂に伝来する三巻の空也上人伝は、全国の空也聖が拠り所とした版本の『空也上人絵詞伝』より一〇三年も前に成立したものであるが、空也の伝記としては間違いが多く、また強引に宍倉で空也が没したことになっており、近世初期に、宍倉空也堂が、あまり『空也誄』や鎌倉期の高僧伝を参考にせずに作成したものであると考えられる。

冒頭でも述べたが、関東で鉢叩（空也聖）の事例は管見のところ宍倉空也堂以外に見あたらない。その代わり関東には、鉦打が多く散在し、戦国期以降様々な雑業に従事していた（28）。同様に鉢叩（空也聖）も村落の中で、様々な雑業に従事し、筑波末流の行倒れ死体処理をめぐる一連の騒動が起こるのである。宍倉空也堂は、こうしたいわゆるキヨメ（雑業）を行う鉢叩（空也聖）の本山であったと考える。むしろ、筑波町の三昧聖は、死体処理など命じられないような立場になるため、すなわちステータスアップのために、宍倉空也堂を本山としたのかもしれない。貴種を示す空也堂也上人縁起絵巻や、空也堂が寺社奉行や郡奉行に願書を提出する際必ず前書きとして付ける六波羅蜜寺・八葉寺はいずれも真言宗寺院で、鉢叩等の末流を配下に置いた事は史料上皆無である。この二ヶ寺と空也堂を合わせて「日本三空也」あるいは「空也上人三箇之道場」などとしているのは、宍倉空也堂の創作で、自らの権威付けのため、空也とのゆかりの深い事で当時有名であった二ヶ寺を利用したものと考える。また、同じく必ず前文に付ける徳川光圀・綱条両藩主からの「特別なお取り立て」の文章も、本山としてみずからを権威つけるためのものであったとも考えられる。空也堂の他の史料では、光圀が藩主を降げる元禄三年より前の貞享年中に綱条が空也堂を訪問したことになっており、矛盾が生じることから、この両藩主による「お取り立て」も全面的に信頼し

てよいか疑問の残るところである。しかし、水戸藩領天台宗談林薬王院のバックアップを受けていたことは確実に、寛文期・天保期の寺社整理の中を、薬王院の権威によって生き抜こうとしたことは間違いない。しかし、斉昭の寺院整理の時は、空也堂は帰農廃絶になってしまっているのである。

空也堂についての今までの報告は、小宮山昌秀（楓軒）による地誌を引用した空也伝承のみであった。民俗学的にはこれが限界であろう。しかし、その背景には、近世の村落社会の持つ複雑な構造があって、その中で村落の中でなぜ空也堂が必要とされかという歴史的背景こそ重要であり、この視点の重要性は、近世における「鉦打」など他の雑業者（キヨメ）にも充当すると考える。また、あらゆる空也堂の願書に宍倉村役人の加判添書があることも見逃してはならない。宍倉村が、なぜ空也堂を必要としかを考える時、やはり空也堂の属性としての雑業（キヨメ）は、村落として必要とされたのであろう。その一方で、空也堂は、寺社奉行を通じての「宗教」としての自らの懸念な地位向上を行い、徳川光圀・綱条の「お取り立て」を金科玉条としたのである。空也堂が近世・近代を生き抜いてきたことは、空也伝承などという民俗学的な昔話では分析できないのである。民俗学の限界と、民俗事象に対する歴史学的考察の必要性を示す一事例にもなったと考える。

本論は、昭和六二年六月に『日本文化の時・場』（月曜ゼミナール刊）掲載した「常陸国宍倉村空也堂と近世空也親交についての試論」を大幅に改訂し加筆したものである。なぜならば、平成一四年に再度宍倉空也堂を訪れた際、多くの新出史料が発見され、本論への掲載となったためである。最後に、史料を閲覧させていただいた、茨城県かすみがうら市宍倉の額賀家にお礼申し上げる次第である。

註

- (1) 寛永一八年八月『常陸国新治郡穴倉村御検地帳』かすみがうら市教育委員会所有
- (2) かすみがうら市穴倉 酒井定省家史料
- (3) 前掲註(1)『常陸国新治郡穴倉村御検地帳』かすみがうら市教育委員会所有
- (4) 天保十三年(一八四二)十一月『穴倉村田畑野帳』かすみがうら市教育委員会所有
- (5) 『開基帳』水戸彰考館文庫所有
- (6) 『水府志料』紅葉組穴倉村の項 国立国会図書館所有『小宮山叢書』『茨城県史料』近世地誌編 三六〇頁 一九六八年三月
- (7) 『楓軒偶記』(国立国会図書館所有 『日本随筆大成』第二期 一九卷 吉川弘文館 平成七年三月 所収 二〇～二二頁)
- (8) 前掲註(6)『水府志料』『茨城県史料』近世地誌編 三六一頁)
- (9) 「御塚」の近くには、現在「供養塚」と呼ばれる場所があり、空也の忌日に供養を行ったと伝承されている。
- (10) 前掲註(6)『水府志料』『茨城県史料』近世地誌編 三六一頁)
- (11) 伝源為憲著 名古屋市真福寺所有 『統群書類従八下 伝部所収』
- (12) 原版空也堂極楽院蔵 版本 筆者所有
- (13) 堀一郎『空也』(吉川弘文館人物叢書 昭和三八年六月 七〇～七一頁)
- (14) 『新編会津風土記』卷八十六 陸奥国河沼郡之二(大日本地誌体系 第3期 雄山閣 昭和四七年十一月 一六五頁)
- (15) 前掲註(7)『楓軒偶記』(国立国会図書館蔵 『日本随筆大成』第二期 一九卷 吉川弘文館 平成七年三月所収 二二頁)
- (16) 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』(評論社 昭和四六年五月 一〇七～一一八頁) 同『日本仏教史 近世』(吉川弘文館 昭和六二年二月 一〇四～一一三頁)
- (17) 『出島村史』(出島村教育委員会 昭和四六年三月 六五頁)

(18) 『日乗上人日記』(稲垣国三郎編 日乗上人日記刊行会 昭和二十九年七月)には「十二日、井石と哉覽に御舟さしとめて寺々御覽ありし。それより山つたいに三里ばかりもゆきてしくらといふ所にて、孫七殿の所にて御そば きり上げる。及暮御立、」と記述されており、井関(石岡市)で舟をおりて寺めぐりを行い。六倉の孫七方でそば切を食べたとするが、空也堂の記述はない。

(19) 前掲註(7)『楓軒偶記』(国立国会図書館所有 『日本随筆大成』第二期 一九卷 吉川弘文館 平成七年三月 所収 二二頁)
(20) 京都市中京区空也堂所有史料 (拙稿『三昧聖史料の分析にみる近世・近代葬送従事者の研究』平成一七〜一九年度科学研究費補助金基礎研究C 1720459 所収資料目録四〇二頁)

(21) 京都市中京区空也堂所有史料 拙稿『三昧聖史料の分析にみる近世・近代葬送従事者の研究』平成 一七〜一九年度科学研究費補助金基礎研究C 1720459 所収資料目録一号)

(22) 膳掲註(7)『楓軒偶記』(国立国会図書館蔵 『日本随筆大成』第二期 一九卷 吉川弘文館 平成七年三月 所収 二〇〜二二頁)

(23) 拙稿「空也上人絵伝の成立と展開〜聖の伝承文化を考える〜」(『栃木史学』二二号 國學院大學栃木短期大学史学会 平成一九年三月) 参照

(24) 盛田嘉徳『河原巻物』(法政大学出版局 「もの」と人間の文化史」二六 昭和五三年二月 一四頁)

(25) 前掲註(24) 盛田嘉徳『河原巻物』七六〜七七頁

(26) 前掲註(13) 堀一郎『空也』三〇〜三二頁

(27) 前掲註(13) 堀一郎『空也』三一頁

(28) 高野修「時宗教団に於ける沙弥について」(『藤沢市文書館紀要』六号 昭和五八年)、拙稿「関東近世村落における雑業(キヨメ)の構」造」(論集『近世の環境と開発』根岸茂男他編 思文閣出版 平成二二年二月) など



洞倉空也堂絵巻（八幡神より鐶口の半片を渡される部分）

（すがね ゆきひろ 本学教授）